

平成 27 年度の取組み

1 総合教育会議について

平成 27 年 4 月 1 日に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における迅速な危機管理体制の構築、市長と教育委員会の連携強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図ることを目的として設置された。

2 これまでの経過

- 平成 27 年 4 月 1 日 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（改正）施行
- 平成 27 年 4 月 10 日 平成 27 年度第 1 回総合教育会議開催
- 平成 27 年 4 月 21 日 平成 27 年度第 2 回総合教育会議開催
教育に関する大綱、重点施策を決定
- 平成 27 年 7 月 1 日 新教育長就任
- 平成 27 年 11 月 2 日 平成 27 年度第 3 回総合教育会議開催
- 平成 27 年 12 月 17 日 いじめ防止対策推進条例施行

3 教育に関する大綱

現行の教育計画が、①当市の教育・学術・文化に関する教育行政の課題を網羅していること、②平成 26 年度に策定し、2 年目の計画であり、今後その施策をさらに進めていく段階であること、③教育計画の策定にあたっては、市民意見を丁寧に聴取し、反映されていること、これらの理由から本市の教育計画の 5 つの基本方針をもって、大綱とする。

- 基本方針 1 「生きる力」の育成に向けて
- 基本方針 2 「生きる力」を育むための学校教育環境の充実に向けて
- 基本方針 3 一人ひとりを大切にする教育の推進に向けて
- 基本方針 4 社会全体での教育力の向上に向けて
- 基本方針 5 いつでも・どこでも・だれでも学べる社会の実現に向けて

期間：西東京市教育計画（平成 26 年度～平成 30 年度）にあわせて、平成 30 年度まで

4 教育に関する重点施策（平成 27 年度）

西東京市教育に関する大綱の基本方針 1「生きる力」の育成は、すべての教育の核になるものであり、西東京市教育計画においても中心に位置付けている。平成 27 年度は、基本方針 1 の「確かな学力の育成」「豊かな心の育成」「健康と体力の育成」を踏まえ、次の 2 つを重点施策とする。

○いじめの対策

児童・生徒の生命や心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を及ぼす、いじめの問題を克服することを目指し、いじめの防止等のための取組みを総合的に推進してまいります。

○虐待の対策

虐待に起因する痛ましい事案が二度と起こらぬよう、市として検証委員会を立ち上げ再発防止策を検討してきました。今後、この検証の結果を踏まえ、学校・家庭・地域住民と関係機関との連携を強化した対応を進めてまいります。